**○農林水産省告示第千八十一号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府相楽郡南山城村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐は、択伐による。

南山城村（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南山城村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

京都府南丹市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び南丹市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

和歌山県田辺市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐は、択伐による。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県長野市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県駒ヶ根市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び駒ヶ根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十六号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡南木曽町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

南木曽町（次の図に示す部分に限る。）

２　その他の森林については、主伐は、択伐による。

３　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

４　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び南木曽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十七号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木祖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

１　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

２　次の森林については、主伐は、択伐による。

木祖村（次の図に示す部分に限る。）

３　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

４　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

５　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間

及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第千八十八号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月八日

農林水産大臣　小泉進次郎